

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
建設工事等に係る事務処理要領

〔平成16年 7月 9日〕
施設部長裁定

改正 平成17年 4月28日
改正 平成17年10月11日
改正 平成18年 2月24日
改正 平成18年 8月31日
改正 平成19年 2月 1日
改正 平成19年 5月15日
改正 平成19年10月16日
改正 平成20年 3月25日
改正 平成20年 9月 1日
改正 平成20年12月24日
改正 平成21年 4月 1日
改正 平成21年 6月 1日
改正 平成22年 3月31日
改正 平成23年 3月31日
改正 平成25年 9月27日
改正 平成26年 7月 1日
改正 平成27年 3月27日
改正 令和 2年10月 1日
改正 令和 4年 4月 1日

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 資格審査等（第6条―第17条）
- 第3章 入札手続一般（第18条―第32条）
- 第4章 業者選定等（第33条―第35条）
- 第5章 中小建設業者の受注機会の確保等（第36条―第38条）
- 第6章 工事請負契約関係（第39条―第53条）
- 第7章 設計監理（第54条―第62条）
- 第8章 工事の監督・検査（第63条―第66条）
- 第9章 その他（第67条―第70条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下、「機構」という。）における施設整備事業に伴う建設工事等に係る事務処理については、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構会計規程（平成16年規程第89号。以下「会計規程」という。）及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構契

約事務取扱規則（平成16年規則第16号。以下「契約事務取扱規則」という。）その他の規程、規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において「建設工事」又は「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

（適用法令等）

第3条 機構は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下「適正化法」という。）及びこれに基づく政令の適用を受ける機関であることから、適正化法第15条第1項により国が定めた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月29日付け総務省財務省国土交通省告示第1号）に配慮するものとする。

2 機構は建設業法（昭和24年法律第100号）及びこれに基づく政令の適用を受ける機関であることから、工事の発注者として遵守すべき規定については信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（条約等の遵守）

第4条 機構は政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける機関であることから、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（平成6年1月18日付け閣議了解）を遵守するとともに、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について（平成8年7月19日付け文教施設部長通知国施第27号）の規定を準用するものとする。

（消費税の改正等に係る入札・契約等の取扱い）

第5条 消費税の税率の改正及び地方消費税の導入に伴う入札・契約等の取扱いについては、消費税の税率の改正及び地方消費税の導入に伴う文教施設整備に係る入札・契約等の取扱いについて（平成8年9月26日付け文教施設部長通知文施指第49号）の規定を準用するものとする。この場合において、「会計法令」及び「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程及び経理事務取扱規則（以下、「会計規程等」という。）」と読み替えるものとする。

第2章 資格審査等

（基本通知の適用）

第6条 競争契約参加資格審査手続における申請者の負担の軽減及び機構の審査事務の合理化を推進するため、競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ（平成6年1月12日付け各省庁大臣官房会計課長等申合せ）の規定を適用するものとする。ただし、二（一）ウの規定は適用しないものとする。

（一般競争参加者の資格）

第7条 一般競争参加者の資格については、一般競争参加者の資格（平成13年1月6日付け文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。この場合において、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と読み替えるものとする。

（一般競争参加者の資格制限）

第8条 一般競争参加者の資格制限については、一般競争参加者の資格制限（平成13年1月6日付け文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。この場合において、「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」

と、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

(指名競争参加者の資格)

第9条 指名競争参加者の資格については、指名競争参加者の資格（平成13年1月6日付け文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。この場合において、「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と読み替えるものとする。

(指名基準)

第10条 指名基準については、指名基準（平成13年1月6日付け文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。この場合において、「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

2 前項の通知の運用については、予算決算及び会計令第96条第1項の規定による競争に参加する者を指名する場合の基準の運用について（平成20年3月7日付け文教施設企画部長通知19文科施第461号）の規定を準用する。この場合において「文部科学省所管」とあるのは「機構」と「文部科学省発注工事」とあるのは「機構発注工事」と、「契約担当官等」とあるのは「機構長等」と読み替えるものとする。

(特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格)

第11条 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格については、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格（平成13年1月6日付け文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。この場合において、「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

(建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い)

第12条 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、建築工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについて（平成21年3月25日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知20文科施第8019号）の規定を準用するものとする。この場合において、「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と読み替えるものとする。

(建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格者として認める者)

第13条 一般競争参加者の資格（平成13年1月6日付け文部科学大臣決定）第7条第2項により文教施設企画部長から「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を受けた者は、機構における建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格者として認めるものとする。

(設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加者の資格を持つ者として認める者)

第14条 一般競争参加者の資格（平成13年1月6日付け文部科学大臣決定）第36条第2項により文教施設企画部長から「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を受けた者は、機構における設計・コンサルティング業務の一般競争（指名競争）参加資格者として認めるものとする。

(機構が行う資格審査)

第15条 前2条に規定する以外の者で機構の行う建設工事等の一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、文部科学省の定める資格審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。

(共同企業体等の資格等の取扱い)

第16条 共同企業体等の資格等の取扱いについては、共同企業体等の取扱いについて（平成14年11月15日付け文教施設部長会計課長通知14文科施第252号）及びその事務処理については「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について（平成19年3月15日付け契約情報室長通知18施企第63号）の規定を準用するものとする。この場合において、「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構工事請負契約要領」（以下、「工事請負契約要領」という。）と、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

(共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い)

第17条 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて（平成14年2月19日付け文教施設部施設企画課監理室長通知13施企第42号）の規定を準用するものとする。

第3章 入札手続一般

(一般競争入札方式)

第18条 一般競争入札方式を実施する場合の入札手続については、一般競争入札方式の実施について（平成6年8月1日付け文教施設部長通知文施指第70号）及び予定価格が「政府調達に関する協定」（平成7年12月8日）の基準額未満の工事の場合は、一般競争入札方式の拡大について（平成18年1月24日付け文教施設企画部長通知17文科施第351号）の規定を準用するものとする。この場合において、「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

2 前項により一般競争入札方式を実施する場合の具体的手続については、一般競争入札方式の手続について（平成7年5月22日付け文教施設部指導課監理室長通知7施指第27号）及び予定価格が「政府調達に関する協定」（平成7年12月8日）の基準額未満の工事の場合は、一般競争入札方式の拡大の実施に伴う手続について（平成18年1月30日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施企第22号）の規定を準用するものとする。この場合において、「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

(入札執行回数)

第19条 建設工事における入札執行回数については、文教施設整備事業における入札執行回数について（平成9年3月31日付け文教施設部指導課監理室長通知9施指第16号）の規定を準用するものとする。この場合において、「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と読み替えるものとする。

(一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」)

第20条 建設工事における一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」については、一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」について（平成7年3月31日付け文教施設部指導課監理室長通知7施指第18号）の規定を準用するものとする。この場合において、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

(契約保証金の額)

第21条 建設工事における一般競争入札の契約保証金の額については、一般競争入札対象工事における契約保

証金について（平成13年12月27日付け文教施設部長通知13文科施第327号）の規定を準用するものとする。この場合において、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「工事請負契約要領」と読み替えるものとする。

（工事希望型競争入札）

第22条 工事希望型競争入札方式（相当数の建設業者に対し、工事受注希望の確認と技術資料の提出を求め、かつ、条件を満たす者はすべて参加を認めるもの）を実施する場合の入札手続においては、工事希望型競争入札方式の実施について（平成18年1月24日付け文教施設企画部長通知17文科施第352号）の規定を準用するものとする。この場合において、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と読み替えるものとする。

2 前項により工事希望型競争入札方式を実施する場合の工事費内訳書については、入札金額の内訳書の提出及び取扱いについて（平成19年9月19日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知19施企第16号）及び工事費内訳書の提出期限等について（平成17年8月26日付け契約情報室長17施企第9号）の規定を準用するものとする。この場合において、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と読み替えるものとする。

（競争参加資格等審査委員会）

第23条 建設工事に係る競争参加資格等の審査を行うため、競争参加資格等審査委員会を設置する。

2 競争参加資格等審査委員会の任務、構成その他必要な事項は別に定める。

（VE方式）

第24条 機構の発注する建設工事において、契約後VE（バリューエンジニアリング）方式（契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法に係る設計図書の変更について提案を受け付ける方式をいう。）を実施するときは、契約後VE方式の試行について（平成13年3月28日付け文教施設部長通知12文科施第102号）の規定を準用するものとする。この場合において、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。この場合の契約後VE審査委員会の任務、構成その他必要な事項は契約後VE審査委員会要項（平成16年11月11日付け施設部長裁定）の規定によるものとする。

2 一般競争入札方式における入札時VE方式を実施するときは、一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について（平成10年3月31日付け文教施設部長通知文施指第125号）の規定を準用するものとする。この場合において、「会計法」とあるのは「会計規程等」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

（総合評価落札方式）

第25条 価格と品質で総合的に優れた調達の推進のため建設工事に関する競争入札を総合評価落札方式で実施するときは、総合評価落札方式の実施について（平成17年4月12日付け文教施設企画部長通知17文科施第13号）の規定を準用するものとする。

2 前項により総合評価落札方式を実施する場合の具体的手続については、総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて（平成18年1月24日付け契約情報室長通知17施企第20号）及び性能等の評価方法については、工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について（平成18年2月1日付け契約情報室長通知17施企第23号）の規定を準用するものとする。

3 簡易型総合評価落札方式で実施する場合は、簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて（平成1

8年1月24日付け契約情報室長通知17施企第21号)の規定を準用するものとし、簡易型(拡大)総合評価落札方式で実施する場合は、簡易型(拡大)総合評価落札方式の施行に伴う手続きについて(平成20年5月13日付け20施企第7号文教施設企画部施設企画課契約情報室通知)の規定を準用するものとし、実績評価型総合評価落札方式で実施する場合は、実績評価型総合評価落札方式に伴う手続きについて(平成26年4月4日付け契約情報室長通知26施企第1号)の規定を準用するものとする。

- 4 総合評価落札方式又は簡易型総合評価落札方式において性能等を評価する場合の技術評価の加算点の上限、加算点の算定方法及び技術評価項目等については、総合評価方法の実施方針について(平成19年5月10日付け文教施設企画部長通知19文科施第71号)を配慮するものとする。

(総合評価審査委員会)

第26条 建設工事を総合評価落札方式によって実施する場合において、技術提案等に対し、中立かつ公平な審査・評価を行うため、総合評価審査委員会を設置する。

- 2 総合評価審査委員会の任務、構成その他必要な事項は別に定める。

(電子入札方式の実施)

第27条 電子入札方式を実施しようとするときは、原則として文部科学省の電子入札システムを利用するものとする。この場合において使用する官職証明書の取扱いについては、電子入札システム官職証明書に関する取扱要領(平成16年8月9日付け施設部長裁定)の規定によるものとする。

(工事発注情報の公表)

第28条 工事発注情報の公表においては、工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について(平成13年4月6日付け文教施設部長通知13文科施第5号)の規定を準用するものとする。この場合において、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

- 2 前項の工事発注情報の公表は、文部科学省の情報収集・公開システムを利用することができるものとする。

(競争参加資格等の公表)

第29条 競争参加資格及び基準等に関する事項の公表については、工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について(平成13年5月31日付け文教施設部長通知13文科施第63号)の規定を準用するものとする。この場合において、「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「工事請負契約要領」と読み替えるものとする。

(建設工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報公表)

第30条 建設工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報の公表については、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について(平成19年9月19日付け文教施設企画部長・会計課長通知19文科施第223号)の規定を準用するものとする。この場合において、「会計法」及び「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と、「官職」とあるのは「役職」と読み替えるものとする。

(設計・コンサルティング業務入札及び契約の過程、内容等に関する情報公表)

第31条 設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程、内容等に関する情報の公表については、設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について(平成19年9月19日付け文教施設企画部長・会計課長通知19文科施第224号)の規定を準用するもの

とする。この場合において、「会計法」及び「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と、「官職」とあるのは「役職」と読み替えるものとする。

(建設工事及び設計・コンサルティング業務における違約金)

(工事及び設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続)

第32条 工事及び設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続については、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（平成18年7月13日付け文教施設企画部長通知18文科施第185号）の規定を準用するものとする。この場合において、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

第4章 業者選定等

(「建築一式」として資格を付与された者の取扱い)

第33条 一般競争（指名競争）参加資格者名簿のうち「建築一式」として資格を付与された者についての取扱いは、「建築一式」として資格を付与された者の取扱いについて（昭和38年8月1日付け管理局長通知文施約第58号）の規定を準用するものとする。この場合において、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

(指名停止等の措置)

第34条 建設工事の請負契約に関し、施設部長が指名停止等の措置を行う場合の取扱いについては、建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について（平成18年1月20日付け文教施設企画部長通知17文科施第345号）及び設計・コンサルティング業務に関する有資格者事業者の指名停止については、設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて（平成18年1月20日付け文教施設企画部長通知17文科施第346号）の規定を準用するものとする。この場合において、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。また、指名停止を行わない場合において、書面による警告又は注意を行う場合の取扱いについては、建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領における警告又は注意の取扱い（平成17年9月29日付け施設部長裁定）によるものとする。

- 2 前項の指名停止等の措置を公正かつ厳正に実施するため、指名停止等の措置に関する審査委員会を設置する。
- 3 指名停止等の措置に関する審査委員会の任務、構成その他必要な事項は別に定める。

(指名停止等措置に係る苦情処理の手続)

第34条の2 建設工事の請負契約における指名停止等措置に係る苦情処理の手続については、指名停止等措置に係る苦情処理手続要領について（平成18年7月13日付け文教施設企画部長通知18文科施第181号）及び設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等措置に係る苦情処理手続きについては、設計・コンサルティング業務の請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の取扱いについて（平成18年7月13日付け文教施設企画部長通知18文科施第183号）の規定を準用するものとする。この場合において、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

(公正入札調査委員会)

第35条 建設工事の発注に伴う入札の適正を期するため、公正入札調査委員会を設置する。

- 2 公正入札調査委員会の任務、構成その他必要な事項は別に定める。

第5章 中小建設業者の受注機会の確保等

(適用法令)

第36条 機構は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）並びにこれらに基づく政令の適用を受ける機関であることから、毎年度閣議決定される中小企業者に関する国等の契約の方針を遵守するものとする。

(通知等の準用)

第37条 中小・中堅建設業者の受注機会の確保については、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について（平成11年7月1日付け文教施設部長通知文施指第96号）、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について（平成11年3月31日付け文教施設部指導課監理室長通知11施指第14号）の規定を準用するものとする。

2 中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続については、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続の運用について（平成11年3月31日付け文教施設部指導課監理室長通知11施指第19号）の規定を準用するものとする。

(官公需相談担当者の明確化)

第38条 中小建設業者の相談に応じ、必要な指導を行うため、官公需相談担当者を置く。

2 前項に定める官公需相談担当者は、施設部施設企画課副課長とする。

第6章 工事請負契約関係

(競争加入者心得)

第39条 施設整備事業に係る契約事務執行の適正化を図るため、別に定める競争加入者心得について（平成16年7月9日施設部長裁定）の規定を適用するものとする。

(現場説明書)

第40条 契約内容等の明確化を図ることにより工事請負契約に係る事務処理を円滑に行うため、必要に応じて別に定める現場説明書を作成するものとする。

(工事の設計、積算及び施工)

第41条 工事の設計、積算及び施工については、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議において、中央省庁統一の基準として決定された官庁営繕関係技術基準類等統一基準、文部科学省特記基準等を準用するものとする。

2 工事コストの縮減については、文部科学省の公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画（平成13年2月2日付け12文科施第66号）及び文部科学省公共事業コスト構造改革プログラム（平成15年11月14日付け15文科施第320号文部科学事務次官決定）に配慮するものとする。

(随意契約による場合の予定価格等)

第42条 契約事務取扱規則第34条第三号により、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することとした場合においても、必要に応じ、予定価格の積算を行い、その積算資料を当該契約に係る決議書に添付するものとする。

(随意契約による場合の見積書の徴取)

第43条 契約事務取扱規則第32条第1項第四号により随意契約を行う場合において、契約事務取扱規則第37条第2項により見積書を徴するときは、次によるものとする。

- 一 予定価格が100万円以上250万円未満 2人
- 二 予定価格が250万円以上500万円未満 3人

(工事請負契約における随意契約方式の運用)

第44条 随意契約方式により建設工事の請負契約を締結するときは、工事請負契約における随意契約方式的確な運用について(昭和59年11月27日付け文教施設部長通知文施監第67号)の規定を準用するものとする。この場合において、「会計法令」及び「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と読み替えるものとする。

2 建設工事請負契約における随意契約のガイドラインについては、工事請負契約における随意契約のガイドラインについて(平成11年1月20日付け文教施設部指導課監理室長通知11施指第4号)の規定を準用するものとし、また、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項の規定による随意契約について(平成8年3月1日付け会計課長通知文会総第16の3号)の規定を準用するものとする。この場合において、「会計法」及び「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程等」と読み替えるものとし、随意契約を行おうとする場合の事前の大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室への協議は不要とする。

(建設資材の価格変動等に伴う契約の変更)

第45条 建設資材の価格変動に伴い契約を変更する必要があるときは、建設資材の価格変動に伴う工事請負契約の変更について(昭和55年3月29日付け管理局長会計課長通知文管約第145号)の規定、及び必要の都度通達される、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する規定を準用するものとする。この場合において、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

(工事関係保険)

第46条 工事請負契約を締結するとき、受注者に工事目的物、工事材料又は貸与品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害を保険によって補うために火災保険、建設工事保険等の付保を求めるときの取扱いについては、工事関係保険について(平成12年3月31日付け文教施設部長通知文施指第49号)の規定を準用するものとする。この場合において、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

(工事名称)

第47条 工事の内容を適切かつ簡明に表示することにより事務処理を円滑に行うため、工事名称の表示方法については、工事名称の表示について(平成4年2月14日付け監理室長通知4施指第9号)の規定を準用するものとする。この場合において、学校等名は「高エネ研」とし、国有財産法関連の規定は適用しないものとする。

(請負代金債権の債権譲渡の承諾)

第48条 請負代金債権の債権譲渡の承諾をするときは、地域建設業経営強化融資制度について(平成20年11月4日付け文教施設企画部長・会計課長通知文20文科施第345号)及び下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について(平成20年11月4日付け文教施設企画部

長・会計課長通知文20文科施第346号)の規定を準用し、その取扱いについては、それぞれ地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて(平成20年11月4日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知文20施企第20号)、下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度の事務取扱いについて(平成20年11月4日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知文20施企21号)の適用を準用するものとする。この場合において、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「工事請負契約要領」と、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

(工事の代価の前金払)

第49条 機構は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)(以下「前払金保証法」という。)及び政令の適用を受ける機関であることから、工事請負契約要領の別記第1号工事請負契約基準第34に規定する前金払を行う場合、前払金保証法第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、次の各項、各号に掲げるとおりとする。

2 工事における前金払について、範囲は第一号、割合は第二号の規定によるものとする。

一 一件の請負代金が1000万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。

二 請負代価の10分の4以内。

ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内。

3 設計又は調査における前金払について、範囲は第一号、割合は第二号の規定によるものとする。

一 一件の請負代価が1000万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。

二 請負代価の10分の3以内。

ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。

4 測量における前金払について、範囲は第一号、割合は第二号の規定によるものとする。

一 一件の請負代価が1000万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。

二 請負代価の10分の3以内。

ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。

5 機械類の製造における前金払について、範囲は第一号、割合は第二号の規程によるものとする。

一 契約金額が3000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類(本校柱「工事用機械類」という。)の製造に必要な経費(契約価格が3000万円未満であっても、当該契約中に単価が1000万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する工事用期間を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。))。

二 製造代価の10分の3以内。

(工事の代価の中間前金払)

第50条 前条に規定する前払金以外の中間前払金を行う場合、前払金保証法第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲、割合及び支払いの条件については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 中間前金払を実施できる範囲は、一件の請負代金が3000万円以上で、かつ、工期が6か月以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。
- 二 中間前金払を実施できる割合は、請負代価の10分の2以内。
- 三 支払いの条件は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること、又は工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。

(国庫債務負担行為に基づく契約の場合の前金払等)

第51条 国庫債務負担行為に基づく前金払を行う場合、前払金保証法第2条第4項の規定による保証事業会社により前払金の保証がされた国庫債務負担行為に基づく公共工事の代価の前金払等の範囲、割合及び支払いの条件については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前金払は、国庫債務負担行為に基づく契約額について、各年度の支払計画に应ずる各年度の工事出来高予定額による年割額を定め、各年度毎の当該予定額に毎年度文部科学大臣が財務大臣に協議して定める前金払の割合に乗じた額について、各年度毎についてするものとする。

ただし、契約を締結した年度の次年度以降の分について、前年度における国庫債務負担行為に係る支出予算の繰越額がある場合の前金払の支払時期は、当該支出予算の繰越額に相当する部分の事業が完成した後に於いてするものとする。

- 二 国庫債務負担行為に基づく契約について、前払保証期間が2事業年度にわたり、15か月を超えない場合で、かつ、当該期間について前払保証がなされている場合においては、第1年次の支出予算の範囲内で契約年度において、当該保証期間における工事完成予定額に、毎年度文部科学大臣が財務大臣と協議して定める前金払の割合に乗じた額についてすることができるものとする。

- 三 国庫債務負担行為に基づく契約にかかる工事代金の部分払いについても、第2項の規定により部分払することができるものとする。

- 四 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に係る契約についても、本条に準じて取扱うものとする。

- 2 契約により、工事の請負契約に係る既済部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する代価の10分の9を超えることができない。

ただし、性質上可分の工事の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。

- 3 前2項に定める国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱い及び手続きについては、国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱いについて（昭和39年8月25日付け管理局長通知省施第15号）の規定を準用するものとする。

(工事既済部分の出来形査定)

第52条 工事請負契約要領の別記第1号工事請負契約基準第37の規定による部分払いを行う場合の出来形査定は、工事既済部分出来形査定要領の改訂について（平成3年3月25日付け文教施設部長通知文施指第47号）の規定を準用するものとする。

(支出予算の繰越)

第53条 支出予算を繰り越す場合においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）を適用するものとする。

2 補助金適正化法第7条第1項第五号の規定を適用される事態となった場合は、速やかに事務手続きをし、文部科学大臣の指示に従うものとする。

3 前項に規定する手続きの結果、繰越しに係る事務手続きの実施を命ぜられた場合は、歳出予算の繰越事務について（平成10年10月1日付け会計課長通知国会第50号）及び歳出予算の繰越事務の促進について（平成5年2月25日付け会計課長通知国会第16号）の規定を準用し、速やかに事務手続きを行うものとする。

第7章 設計監理

(設計・監理に係る委託報酬額)

第54条 請負工事設計及び監理業務の委託報酬額の算出は、国立文教施設整備に係る設計及び監理業務委託報酬額の算出について（平成21年5月15日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知21文科施第6071号）の規定を準用するものとする。

(標準型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式（拡大）)

第55条 標準型プロポーザル方式（建設工事に係る設計・コンサルティング業務を建設コンサルタント等に委託しようとする場合に、技術資料の提出を求め技術的に最適な者を選定する方式をいう。）を実施するときは、標準型プロポーザル方式の実施について（平成11年3月31日付け文教施設部長通知文施指第173号）の規定を準用するものとする。この場合において、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。ただし、記1の対象業務のうち施設部長が業務の内容に照らし、簡易公募型プロポーザル方式（拡大）によることが適当でないと認める業務に限るものとする。

2 簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の実施については、簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の試行について（平成19年9月19日文教施設企画部長通知19文科施第220号）の規定を準用するものとする。

(公募型及び簡易公募型プロポーザル方式)

第56条 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式を実施するときは、公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施について（平成11年3月31日付け文教施設部長通知文施指第174号）の規定を準用するものとする。この場合において、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

(環境配慮型プロポーザル方式)

第56条の2 設計業務において環境配慮型プロポーザル方式を実施するときは、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について（平成20年3月31日付け文教施設企画部長通知19文科施第508号）の規定を準用するものとする。

2 環境配慮型プロポーザル方式を実施するにおいて求める環境保全性能の設定等に当たっては、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の環境保全性能の設定等について（平成20年3月31日付け文教施設企画部参事官通知19施参事第42号）の規定を準用するものとする。

(プロポーザル方式の具体的手続き)

第57条 公募型及び簡易公募型並びに標準型のそれぞれのプロポーザル方式の具体的手続きについては、プロポーザル方式の手続について（平成11年3月31日付け文教施設部指導課監理室長通知11施指第20号）、

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の具体的な手続きについては、簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の手続きについて（平成19年9月19日付け契約情報室長通知19施企第19号）及び設計業務における環境配慮型プロポーザルの具体的な手続きについては、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の手続きについて（平成20年3月31日付け契約情報室長通知19施企第36号）の規定を準用するものとする。この場合において、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

（建設コンサルタント選定委員会）

第58条 建設工事に係る調査・設計等の業務をプロポーザル方式によって建設コンサルタント等に発注しようとする場合において、技術的に最適なものを特定するために、建設コンサルタント選定委員会を設置する。

2 建設コンサルタント選定委員会の任務、構成その他必要な事項は別に定める。

（設計業務委託契約）

第59条 設計業務に関する委託契約については、設計業務委託契約要項について（平成10年4月27日付け文教施設部長通知文指第166号）及び設計業務委託契約要項についての一部改正について（令和2年5月21日付け文教施設企画・防災部長通知2文科施第75号）の規定を準用するものとする。この場合において、「国庫」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

2 設計業務における委託特記仕様書の書式については、設計業務委託特記仕様書の改定について（平成21年5月13日文科科学省文教施設企画部参事官通知事務連絡）の規定を準用するものとする。

3 設計業務委託における現場説明書の書式については、設計業務委託現場説明書書式について（平成15年4月14日付け監理室長通知15施企第4号）の規定を準用するものとする。この場合において、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」とあるのは「経理課長」と、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と、「官職氏名」とあるのは「役職氏名」と読み替えるものとする。

（測量調査等請負契約）

第60条 測量調査等に関する請負契約については、測量調査等請負契約要項について（平成15年7月22日付け文教施設部長通知15文科施第164号）及び測量調査等請負契約要項についての一部改正について（令和2年5月21日付け文教施設企画・防災部長通知2文科施第77号）の規定を準用するものとする。この場合において、「国庫」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

（共同設計方式）

第61条 建設工事に係る設計業務を設計共同体（複数の建設コンサルタント等を構成するいわゆる共同企業体をいう。）に委託する場合の取扱いについては、建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて（平成11年3月31日付け文教施設部長通知文指第175号）の規定を準用するものとする。この場合において、「契約担当官等」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

（建設工事の監理）

第62条 工事監理業務の委託については工事監理業務委託の基本方針について（平成18年9月1日付け文教施設企画部長通知18文科施第278号）に配慮し、原則、設計意図伝達業務と工事監理業務とに整理する。この場合における契約方法については工事監理業務の委託契約方法について（平成18年10月5日付け契約情報室長通知18施企第52号）の規程を準用するものとする。

2 工事監理業務の一般的約定事項については、工事監理業務委託契約要項について（平成20年3月31日付

け文教施設企画部長通知19文科施513号)及び工事監理業務委託契約要項についての一部改正について(令和2年5月21日付け文教施設企画・防災部長通知2文科施76号)、監督員の実施すべき業務の取扱いについては、監督業務委託実施要領(平成17年4月1日付け文教施設企画部長決裁)の規定を準用するものとする。

第8章 工事の監督・検査

(適正な施工体制の確保等)

第63条 建設工事の施工体制を適切に把握するための点検その他の必要な措置については、工事現場における適正な施工体制の確保等について(平成13年5月31日付け文教施設部長通知13文科施第62号)の規定を準用するものとする。

2 前項の通知のうち、建設工事現場における施工体制の把握の運用については、工事現場における施工体制の点検要領の運用について(平成14年1月24日付け監理室長通知13施企第34号)の規定を準用するものとする。この場合において、「契約担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

3 公共工事の適正な履行を確保するために必要な技術基準については、「工事監督技術基準」及び「工事検査技術基準」について(平成23年3月31日付け文教施設企画部長通知22文科施第726号)の規定を準用するものとする。

(工事の成績評定)

第64条 工事の品質確保に資する目的で行う工事の成績評定については、工事成績評定要領の改正について(平成20年1月17日付け文教施設企画部長通知19文科施第370号)及び「予算決算及び会計令第96条第1項の規定による競争に参加する者を指名する場合の基準の運用について」の「8 工事成績」の取扱について(平成20年3月31日付け契約情報室長通知19施企第38号)の規定を準用するものとする。この場合において、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「工事請負契約要領」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

2 前項に定める工事の成績評定を円滑に実施するため、工事成績評定実施規程について(平成20年1月17日付け契約情報室長通知19施企第27号)の規定を準用するものとする。この場合において、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「工事請負契約要領」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「施設部長」と読み替えるものとする。

3 評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合は、別に定める工事等成績評定評価委員会に意見を求めた上で回答するものとする。

4 前項の回答を受けた受注者から再説明を求められた場合は、4機構公共工事入札監視委員会に審議を依頼できるものとする。

5 工事成績の公表については、文部科学省の工事成績評定収集・公開システムを利用することができるものとする。

(設計業務の成績評定)

第64条の2 設計業務の品質確保に資する目的で行う設計業務の成績評定については、設計業務成績評定要領の制定について(平成20年1月17日付け19文科施第369号)の規程を準用するものとする。この場合において「支出負担行為担当官」とあるのは施設部長と読みかえるものとする。

2 前項に定める設計業務の成績評定を円滑に実施するため、設計業務成績評定実施規程について(平成20年1月17日付け契約情報室長通知19施企第27号)の規定を準用するものとする。この場合において、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「工事請負契約要領」と、「支出負担行為担当官」とあるのは

「施設部長」と読み替えるものとする。

- 3 評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合は、別に定める工事等成績評定評価委員会に意見を求めた上で回答するものとする。
- 4 前項の回答を受けた受注者から再説明を求められた場合は、4 機構公共工事入札監視委員会に審議を依頼できるものとする。

(施工体制台帳の作成等)

第65条 機構への提出が義務付けられる施工体制台帳の作成等を受注者に行わせるときは、施工体制台帳の作成等についての改正について（平成13年4月13日付け文教施設部長通知13国文科施第3号）の規定を準用するものとする。

(一括下請負等の禁止)

第66条 機構が発注する建設工事等における一括下請負等不正行為の排除については、施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について（平成13年4月13日付け文教施設部長通知13国文科施第2号）の規定を準用するものとする。

第9章 その他

(暴力団排除)

第67条 機構が発注する建設工事等から暴力団排除の徹底を図るため、建設業からの暴力団排除の徹底について（昭和61年12月18日付け会計課長通知国会第95号）及び文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進について（令和4年3月15日付け大臣官房文教施設企画・防災部長通知3文科施第462号）並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する手続について（平成27年2月27日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知26施企第41号）の規定を準用するものとする。

(建設産業における生産システムの合理化への配慮)

第68条 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システムの合理化指針について（平成3年3月1日付け文教施設部長通知国施第6号）の規定に配慮するものとする。

(発注担当職員による的確な職務遂行)

第69条 発注担当職員による的確な職務遂行のため、高エネルギー加速器研究機構発注者綱紀保持委員会設置要項（平成18年3月16日総務部長裁定）の規定を遵守するものとする。

(実施上必要な事項の定め)

第70条 この要領の実施について必要な事項は、施設部長が定める。

附 則

この要領は、平成16年7月9日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月28日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年10月11日から実施し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年2月24日から実施し、平成18年1月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月31日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年5月15日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年10月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年12月24日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。